（罰則に関する経過措置）

第九条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（日本年金機構法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第六条の規定による改正前の日本年金機構法第三十四条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、第六条の規定による改正後の同法（次項において「新法」という。）第三十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に日本年金機構が行った財産の譲渡であって、同日において新法第五条第四項に規定する不要財産（金銭を除く。以下この項において「不要財産」という。）の譲渡に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものは、同日においてされた新法第四十四条の二第二項の規定による不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「第八十八条の二」に改める。

一　国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十一条第十一項

二　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第二十三条第十一項

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第四項中「又は第三項」を削り、「又は第四項」を「、第四項又は第五項」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の二第二項中「以降」を「から平成二十九年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3　平成三十年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三条の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

第十四条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の二第三項中「以後」を「から平成三十二年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4　平成三十三年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項及び第四十三条の三第一項又は第四十三条の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三条の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第十五条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第三項中「別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正）

第十六条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二中「附則第四十六条第三項」を「附則第四十六条第十一項」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十七条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」の下に「、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）」を加える。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百十五号

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項
　第一節　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針（第六条―第十条）
　第二節　カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務（第十一条）
　第三節　納付金等（第十二条・第十三条）
第三章　特定複合観光施設区域整備推進本部（第十四条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設（別に法律で定めるところにより第十一条のカジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置され、及び運営されるものに限る。以下同じ。）及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

2　この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。